## 設楽町障害者活躍推進計画

機関名	設楽町
任命権者	設楽町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
設楽町における	設楽町においては、平成30年において、過去に行った
障害者雇用に関	では、中域 30 中に30 で、 過去に行うた
する課題	る、法定雇用率を達成していた。
りる味趣	つ、仏足権用率を達成していた。   引き続き計画期間の終期まで法定雇用率の達成を継続す
	るとともに、障害者である職員の活躍のためには、更なる
	体制整備や各種取組が必要である。
目標	【字京田本】(タ年6日1日時上)
① 採用に関	【実雇用率】(各年6月1日時点)
する目標 	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	(赵何七) (秦左《传》) (李祖) (李祖) (李祖) (李祖)
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関	なし
する目標	※今後、障害者である職員の定着状況を把握予定。
取組内容	
1、障害者の活	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
躍を推進する体	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障
制整備	害者である職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等によ
	り周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3
	カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者
	が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公
	務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講さ
	せる。
   2、障害者の活	<ul><li>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者</li></ul>
躍と基本となる	から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく
職務の選定・創	遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
<del>     </del>	

## 3、障害者の活 躍を推進するた めの環境整備・ 人事管理

○相談窓口への相談、人事評価の面談、自己申告書の申告 内容などを通して、障害者である職員に対しては、必要な 配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検 討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を 踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施す る。

- ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
  - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定す る。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

## 4、その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等 に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ て、障害者の活躍の場の拡大を推進する。